

令和 5 年

綾瀬市議会 6 月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
議 案		
2 2	綾瀬市印鑑条例の一部を改正する条例	8
2 3	綾瀬市下水道条例の一部を改正する条例	1 0
2 4	綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例	1 3
2 5	市道路線の廃止について（R 1 3）	1 6
2 6	市道路線の廃止について（R 1 4）	1 7
2 7	市道路線の廃止について（R 6 4 8）	1 8
2 8	市道路線の廃止について（R 6 4 9）	1 9
2 9	市道路線の廃止について（R 6 8 8）	2 0
3 0	市道路線の廃止について（R 6 9 1－1）	2 1
3 1	市道路線の廃止について（R 6 9 2）	2 2
3 2	市道路線の廃止について（R 6 9 5）	2 3
3 3	市道路線の廃止について（R 6 9 6）	2 4
3 4	市道路線の廃止について（R 6 9 7）	2 5
3 5	市道路線の廃止について（R 6 9 8）	2 6
3 6	市道路線の廃止について（R 6 9 9）	2 7
3 7	市道路線の廃止について（R 7 0 0）	2 8
3 8	市道路線の廃止について（R 7 0 1）	2 9
3 9	市道路線の廃止について（R 7 0 2）	3 0
4 0	市道路線の廃止について（R 7 0 3）	3 1
4 1	市道路線の廃止について（R 7 0 4）	3 2
4 2	市道路線の廃止について（R 7 0 6）	3 3
4 3	市道路線の廃止について（R 7 0 7）	3 4
4 4	市道路線の廃止について（R 7 0 8）	3 5
4 5	市道路線の廃止について（R 8 8 2）	3 6
4 6	市道路線の廃止について（R 8 9 1）	3 7
4 7	市道路線の廃止について（R 8 9 2）	3 8
4 8	市道路線の廃止について（R 8 9 3）	3 9
4 9	市道路線の廃止について（R 8 9 4）	4 0
5 0	市道路線の廃止について（R 8 9 5）	4 1

5 1	市道路線の廃止について (R 8 9 6)	4 2
5 2	市道路線の廃止について (R 8 9 7)	4 3
5 3	市道路線の廃止について (R 8 9 8)	4 4
5 4	市道路線の廃止について (R 8 9 9)	4 5
5 5	市道路線の廃止について (R 9 0 1)	4 6
5 6	市道路線の廃止について (R 9 0 2)	4 7
5 7	市道路線の廃止について (R 9 0 3)	4 8
5 8	市道路線の廃止について (R 9 0 4)	4 9
5 9	市道路線の廃止について (R 9 0 5)	5 0
6 0	市道路線の廃止について (R 9 0 6)	5 1
6 1	市道路線の廃止について (R 9 0 7)	5 2
6 2	市道路線の廃止について (R 9 0 9)	5 3
6 3	市道路線の廃止について (R 9 1 0)	5 4
6 4	市道路線の廃止について (R 9 1 3)	5 5
6 5	市道路線の廃止について (R 9 1 4)	5 6
6 6	市道路線の認定について (R 1 3 - 1)	5 7
6 7	市道路線の認定について (R 1 4 - 1)	5 8
6 8	市道路線の認定について (R 8 8 2 - 1)	5 9
6 9	市道路線の認定について (R 9 0 4 - 1)	6 0
7 0	市道路線の認定について (R 9 1 3 - 1)	6 1
7 1	市道路線の認定について (R 1 6 5 1)	6 2
7 2	市道路線の認定について (R 1 6 5 2)	6 3
7 3	市道路線の認定について (R 1 6 5 3)	6 4
7 4	市道路線の認定について (R 1 6 5 4)	6 5
7 5	市道路線の認定について (R 1 6 5 5)	6 6
7 6	市道路線の認定について (R 1 6 5 6)	6 7
7 7	市道路線の認定について (R 1 6 5 7)	6 8
7 8	市道路線の認定について (R 1 6 5 8)	6 9
7 9	市道路線の認定について (R 1 6 5 9)	7 0
8 0	市道路線の認定について (R 1 6 6 0)	7 1
8 1	市道路線の認定について (R 1 6 6 1)	7 2
8 2	市道路線の認定について (R 1 6 6 2)	7 3
8 3	市道路線の認定について (R 1 6 6 3)	7 4

8 4	市道路線の認定について (R 1 6 6 4)	7 5
8 5	市道路線の認定について (R 1 6 6 5)	7 6
8 6	市道路線の認定について (R 1 6 6 6)	7 7
8 7	市道路線の認定について (R 1 6 6 7)	7 8
8 8	市道路線の認定について (R 1 6 6 8)	7 9
8 9	市道路線の認定について (R 1 6 6 9)	8 0
9 0	市道路線の認定について (R 1 6 7 0)	8 1
9 1	市道路線の認定について (R 1 6 7 1)	8 2
9 2	市道路線の認定について (R 1 6 7 2)	8 3
9 3	市道路線の認定について (R 1 6 7 3)	8 4
9 4	市道路線の認定について (R 1 6 7 4)	8 5
9 5	市道路線の認定について (R 1 6 7 5)	8 6
9 6	市道路線の認定について (R 1 6 7 6)	8 7
9 7	市道路線の認定について (R 1 6 7 7)	8 8
9 8	市道路線の認定について (R 1 6 7 8)	8 9
9 9	市道路線の認定について (R 1 6 7 9)	9 0
1 0 0	市道路線の認定について (R 1 6 8 0)	9 1
1 0 1	市道路線の認定について (R 1 6 8 1)	9 2
1 0 2	市道路線の認定について (R 1 6 8 2)	9 3
1 0 3	市道路線の認定について (R 1 6 8 3)	9 4
1 0 4	市道路線の認定について (R 1 6 8 4)	9 5
1 0 5	市道路線の認定について (R 1 6 8 5)	9 6
1 0 6	市道路線の認定について (R 1 6 8 6)	9 7
1 0 7	市道路線の認定について (R 1 6 8 7)	9 8
1 0 8	市道路線の認定について (R 1 6 8 8)	9 9
1 0 9	市道路線の認定について (R 1 6 8 9)	1 0 0
1 1 0	市道路線の認定について (R 1 6 9 0)	1 0 1
1 1 1	市道路線の認定について (R 1 6 9 1)	1 0 2
1 1 2	市道路線の認定について (R 1 6 9 2)	1 0 3
1 1 3	市道路線の認定について (R 1 6 9 3)	1 0 4
1 1 4	市道路線の認定について (R 1 6 9 4)	1 0 5
1 1 5	市道路線の認定について (R 1 6 9 5)	1 0 6
1 1 6	市道路線の認定について (R 1 6 9 6)	1 0 7

1 1 7	市道路線の認定について (R 1 6 9 7)	1 0 8
1 1 8	市道路線の認定について (R 1 6 9 8)	1 0 9
1 1 9	市道路線の認定について (R 1 6 9 9)	1 1 0
1 2 0	市道路線の認定について (R 1 7 0 0)	1 1 1
1 2 1	市道路線の認定について (R 1 7 0 1)	1 1 2
1 2 2	市道路線の認定について (R 1 7 0 2)	1 1 3
1 2 3	市道路線の認定について (R 1 7 0 3)	1 1 4
1 2 4	市道路線の認定について (R 1 7 0 4)	1 1 5
1 2 5	市道路線の認定について (R 1 7 0 5)	1 1 6
1 2 6	市道路線の認定について (R 1 7 0 6)	1 1 7
1 2 7	市道路線の認定について (R 1 7 0 7)	1 1 8
1 2 8	市道路線の認定について (R 1 7 0 8)	1 1 9
1 2 9	市道路線の認定について (R 1 7 0 9)	1 2 0
1 3 0	市道路線の認定について (R 1 7 1 0)	1 2 1
1 3 1	市道路線の認定について (R 1 7 1 1)	1 2 2
1 3 2	市道路線の認定について (R 1 7 1 2)	1 2 3
1 3 3	市道路線の認定について (R 1 7 1 3)	1 2 4
1 3 4	市道路線の認定について (R 1 7 1 4)	1 2 5
1 3 5	市道路線の認定について (R 1 7 1 5)	1 2 6
1 3 6	市道路線の認定について (R 1 7 1 6)	1 2 7
1 3 7	市道路線の認定について (R 1 7 1 7)	1 2 8
1 3 8	市道路線の認定について (R 1 7 1 8)	1 2 9
1 3 9	市道路線の認定について (R 1 7 1 9)	1 3 0
1 4 0	市道路線の認定について (R 1 7 2 0)	1 3 1
1 4 1	市道路線の認定について (R 1 7 2 1)	1 3 2
1 4 2	市道路線の廃止について (R 1 1 7 3)	1 3 3
1 4 3	市道路線の認定について (R 7 4 0 - 2)	1 3 4
1 4 4	市道路線の認定について (R 8 1 6 - 3)	1 3 5
1 4 5	市道路線の認定について (R 1 1 7 3 - 1)	1 3 6
1 4 6	令和5年度綾瀬市一般会計補正予算 (第2号)	別 冊
1 4 7	令和5年度綾瀬市公共下水道事業会計補正予算 (第1号)	別 冊

報 告

3	令和4年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰越計算書について	1 3 8
---	----------------------------	-------

4	令和4年度綾瀬市一般会計継続費繰越計算書について	140
5	令和4年度綾瀬市公共下水道事業会計予算繰越計算書について	142

綾瀬市印鑑条例の一部を改正する条例

第 1 条 綾瀬市印鑑条例（昭和 5 3 年綾瀬町条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「印鑑登録証を所持する者」を「登録者又はその代理人」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の交付を受けた登録者が、個人番号カードを提示し、及び暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 1 5 年総務省令第 1 2 0 号）第 4 2 条第 2 項の規定により設定した暗証番号をいう。）を自ら入力することにより本人であることの確認を受けた場合は、印鑑登録証の添付を省略することができる。

第 1 5 条第 1 項中「印鑑登録証及び」を「当該申請の内容を」に改め、同条第 2 項中「電子計算組織」を「電子情報処理組織」に改める。

第 1 6 条第 1 項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード」を「利用者証明用電子証明書」に、「利用者証明用電子証明書が記録されていないものを除く」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書及び同法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう」に改める。

第 2 条 綾瀬市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第 1 6 条を削る。

第 1 5 条第 1 項中「前条」を「前 2 条」に改め、同条を第 1 6 条とし、第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

（端末機による印鑑登録証明書の交付申請）

第 1 5 条 前条の規定にかかわらず、登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子

証明書及び同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)を使用して、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機により印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年12月1日から施行する。

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

印鑑登録証明書の交付申請について、個人番号カード等を使用する方法を新たに規定するとともに、証明書等交付申請端末機の設置に伴う規定の整備を図るため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市下水道条例の一部を改正する条例

綾瀬市下水道条例（昭和54年綾瀬市条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第28条関係）

下水道使用料単価表（2月当たり）		
基本料金	排水量	金額（1立方メートルにつき）
排水量が0立方メートルから16立方メートルまでの分 1,434円	16立方メートルを超え、30立方メートルまでの分	122円
	30立方メートルを超え、60立方メートルまでの分	135円
	60立方メートルを超え、100立方メートルまでの分	167円
	100立方メートルを超え、200立方メートルまでの分	180円
	200立方メートルを超え、600立方メートルまでの分	194円
	600立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの分	219円
	1,000立方メートルを超え、2,000立方メートルまでの分	236円
	2,000立方メートルを超える分	246円

別表第2（第28条、第28条の2関係）

下水道使用料単価表（1月当たり）		
基本料金	排水量	金額（1立方メートルにつき）
排水量が0立方メートルから8立方メートルまでの分 717円	8立方メートルを超え、15立方メートルまでの分	122円
	15立方メートルを超え、30立方メートルまでの分	135円
	30立方メートルを超え、50立方メートルまでの分	167円
	50立方メートルを超え、100立方メートルまでの分	180円
	100立方メートルを超え、300立方メートルまでの分	194円
	300立方メートルを超え、500立方メートルまでの分	219円
	500立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの分	236円
	1,000立方メートルを超える分	246円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（令和5年度における使用料の特例）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間の使用に係る使用料（国又は地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務若しくは事業の用に供する施設又は公園、運動場その他公共の用に供する施設に係る

使用料を除く。)は、改正後の別表第1及び別表第2の規定(以下「改正後の規定」という。)にかかわらず、改正後の規定に基づいて算出した金額から改正前の別表第1及び別表第2の規定に基づいて算出した金額を控除した額に相当する額は、徴収しない。

(経過措置)

- 3 綾瀬市下水道条例第28条第1項及び第28条の2の規定により徴収する使用料の相当期間に施行日(前項の規定の適用を受ける使用料にあつては、令和6年4月1日)が含まれる場合における当該期間の使用料については、当該期間における排水量が各日均等であるものとみなして、当該期間の日数を基礎として日割りにより計算した額とする。

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

下水道使用料の改定に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例

綾瀬市火災予防条例（昭和37年綾瀬町条例第9号）の一部を次のように改正する。
第11条の2第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

第11条の2第1項第1号ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号を次のように改める。

(2) その^{きょう}筐体は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当

該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「日本産業規格」の次に「（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。））」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定、第23条第3項を削る改正規定、同条第4項第2号の改正規定、同項を同条第3項とし、同項に1項を加える改正規定並びに同条第5項及び別表第7の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の綾瀬市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。
- 4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正等に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 13号線	深谷上六丁目 4628番2地先	深谷上二丁目 4133番2地先	791.8	4.5 ～7.2	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 14号線	深谷中四丁目 3346番1地先	深谷中二丁目 1770番1地先	673.0	4.5 ～7.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 648号線	寺尾釜田一丁目 429番1地先	深谷上二丁目 4203番地先	398.7	1.8 ～4.6	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 649号線	深谷上二丁目 4193番地先	深谷上二丁目 4195番地先	29.0	2.7	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 688号線	深谷上六丁目 4032番地先	深谷上一丁目 3961番地先	222.6	2.4 ～5.4	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 691-1号線	深谷上一丁目 3936番1地先	深谷上三丁目 4346番1地先	567.3	4.5 ～6.5	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 692号線	深谷上一丁目 3909番2地先	深谷上一丁目 3930番2地先	292.7	4.0 ～5.4	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 695号線	深谷上二丁目 4119番1地先	深谷上二丁目 4127番1地先	45.0	1.8	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 696号線	深谷上二丁目 4221番地先	深谷上二丁目 4205番1地先	306.4	2.7	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 697号線	深谷上二丁目 4217番地先	深谷上二丁目 4189番地先	36.0	1.8	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 698号線	深谷上二丁目 4175番地先	深谷上二丁目 4212番地先	272.5	1.8	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 699号線	深谷上二丁目 4195番地先	深谷上二丁目 4195番地先	40.6	1.5	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 700号線	深谷上二丁目 4198番1地先	深谷上二丁目 4198番1地先	20.0	1.8	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 701号線	深谷上二丁目 4203番地先	深谷上二丁目 4205番1地先	110.4	2.7 ～3.3	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 702号線	深谷上一丁目 3904番1地先	深谷上二丁目 4117番2地先	387.8	3.6	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 703号線	深谷上一丁目 4145番1地先	深谷上一丁目 3901番1地先	233.6	2.1 ～2.7	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 704号線	深谷上一丁目 3894番地先	深谷上一丁目 3935番地先	105.6	2.7 ～4.4	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 706号線	深谷上一丁目 3930番1地先	深谷上一丁目 3901番1地先	58.8	4.2	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 707号線	深谷上一丁目 3913番1地先	深谷上一丁目 3913番1地先	37.8	1.8	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 708号線	深谷上一丁目 3870番1地先	深谷上一丁目 3904番2地先	240.7	2.7 ～4.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 882号線	深谷中二丁目 1972番1地先	深谷中二丁目 1855番地先	595.0	3.7 ～6.7	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 891号線	深谷中二丁目 1895番1地先	深谷中二丁目 1818番地先	227.9	1.8 ～5.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 892号線	深谷中二丁目 1825番地先	深谷中二丁目 1854番1地先	137.0	1.8	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 893号線	深谷中二丁目 1731番1地先	深谷中二丁目 1821番3地先	413.8	1.8 ～7.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 894号線	深谷中二丁目 1727番地先	深谷中二丁目 1761番1地先	245.3	2.7	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 895号線	深谷中二丁目 1745番2地先	深谷中二丁目 1817番5地先	434.6	1.8 ～3.3	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 896号線	深谷中二丁目 1762番1地先	深谷中二丁目 1793番地先	200.0	3.6	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 897号線	深谷中二丁目 1782番地先	深谷中二丁目 1815番地先	161.0	2.7	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 898号線	深谷中一丁目 3794番地先	深谷中一丁目 3772番地先	231.5	1.8	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 899号線	深谷中二丁目 1835番地先	深谷中二丁目 1835番地先	9.5	1.5	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 901号線	深谷中二丁目 1839番地先	深谷中二丁目 1839番地先	5.9	1.5	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 902号線	深谷中二丁目 1840番地先	深谷中二丁目 1840番地先	7.0	1.5	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 903号線	深谷中一丁目 3580番4地先	深谷中一丁目 3634番4地先	579.3	2.7 ～9.5	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 904号線	深谷中一丁目 3579番1地先	深谷中一丁目 3634番4地先	542.0	5.7 ～11.1	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 905号線	深谷中一丁目 3603番地先	深谷中一丁目 3601番地先	87.6	2.7	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 906号線	深谷中一丁目 3629番1地先	深谷中四丁目 3465番2地先	261.6	1.8 ～5.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 907号線	深谷中一丁目 3833番1地先	深谷中一丁目 3770番地先	168.0	2.7 ～5.1	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 909号線	深谷中一丁目 3850番1地先	深谷中一丁目 3757番1地先	68.0	2.7	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 910号線	深谷中一丁目 3864番1地先	深谷中一丁目 3738番1地先	119.6	2.7	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 913号線	深谷中四丁目 3445番6地先	深谷上一丁目 3869番2地先	575.3	15.5 ～23.5	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 914号線	深谷中一丁目 3737番地先	深谷中二丁目 1782番地先	788.6	3.6 ～4.6	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業に伴う道路用地の廃止をいたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 13-1号線	深谷上一丁目 6番4地先	深谷上六丁目 4659番15地先	722.0	5.0 ～15.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 14-1号線	深谷中二丁目 1番1地先	深谷中三丁目 3346番5地先	667.6	4.5 ~17.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 882-1号線	深谷中三丁目 1998番1地先	深谷中二丁目 20番2地先	582.6	9.0 ~11.8	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 904-1号線	深谷中一丁目 16番1地先	深谷中四丁目 3576番10地先	547.0	9.0 ～13.1	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 913-1号線	深谷中一丁目 1番1地先	深谷上六丁目 4618番4地先	556.7	17.0 ～23.1	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1651号線	寺尾釜田一丁目 429番1地先	寺尾釜田一丁目 428番1地先	87.6	4.4 ～5.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1652号線	深谷上二丁目 4番9地先	深谷上二丁目 10番1地先	373.3	10.0 ～13.9	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1653号線	深谷上二丁目 3番11地先	深谷上二丁目 4番1地先	39.6	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1654号線	深谷上二丁目 4番10地先	深谷上二丁目 9番1地先	345.0	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1655号線	深谷上二丁目 6番6地先	深谷上二丁目 6番1地先	116.9	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1656号線	深谷上二丁目 8番16地先	深谷上二丁目 7番7地先	89.7	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1657号線	深谷上二丁目 3番1地先	深谷上二丁目 3番1地先	46.0	4.5	

令和 5 年 6 月 1 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1658号線	深谷上二丁目 2番8地先	深谷上二丁目 2番8地先	46.0	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1659号線	深谷上二丁目 8番1地先	深谷上二丁目 9番7地先	16.1	4.5	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1660号線	深谷上二丁目 9番6地先	深谷上二丁目 7番8地先	111.9	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1661号線	深谷上二丁目 1番4地先	深谷上二丁目 9番15地先	86.6	6.0	

令和 5 年 6 月 1 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1662号線	深谷上二丁目 12番5地先	深谷上二丁目 12番6地先	106.6	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1663号線	深谷上二丁目 11番12地先	深谷上二丁目 10番14地先	220.0	6.0	

令和 5 年 6 月 1 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1664号線	深谷上二丁目 13番5地先	深谷上二丁目 14番10地先	63.0	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1665号線	深谷上二丁目 14番15地先	深谷上二丁目 14番13地先	83.0	6.0	

令和 5 年 6 月 1 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1666号線	深谷上二丁目 14番1地先	深谷上二丁目 10番15地先	133.6	10.5	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1667号線	深谷上三丁目 4341番1地先	深谷上二丁目 15番12地先	114.4	6.0	

令和 5 年 6 月 1 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1668号線	深谷上一丁目 6番14地先	深谷上一丁目 3番10地先	480.6	6.0	

令和 5 年 6 月 1 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1669号線	深谷上一丁目 5番11地先	深谷上一丁目 6番21地先	67.2	6.0	

令和 5 年 6 月 1 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1670号線	深谷上一丁目 8番8地先	深谷上一丁目 9番9地先	51.1	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1671号線	深谷上一丁目 4番8地先	深谷上一丁目 5番2地先	53.0	4.5	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1672号線	深谷上一丁目 7番15地先	深谷上一丁目 3番10地先	36.9	4.5	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1673号線	深谷上一丁目 9番14地先	深谷上一丁目 10番10地先	51.2	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1674号線	深谷上一丁目 2番9地先	深谷上一丁目 3番10地先	124.7	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1675号線	深谷上一丁目 1番8地先	深谷上一丁目 4番1地先	48.7	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1676号線	深谷上一丁目 11番1地先	深谷上一丁目 7番1地先	476.8	10.6	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1677号線	深谷上一丁目 11番1地先	深谷上一丁目 11番3地先	74.3	4.5	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1678号線	深谷上一丁目 12番31地先	深谷上一丁目 13番4地先	47.4	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1679号線	深谷上六丁目 4025番1地先	深谷上六丁目 4043番4地先	164.8	4.4 ～6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1680号線	深谷上六丁目 4004番1地先	深谷上一丁目 13番33地先	437.8	9.2 ～10.3	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1681号線	深谷中一丁目 2番1地先	深谷中二丁目 2番1地先	926.1	10.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1682号線	深谷中一丁目 3番1地先	深谷中一丁目 2番6地先	106.7	10.6	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1683号線	深谷中一丁目 4番1地先	深谷中一丁目 3番2地先	106.7	8.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1684号線	深谷中一丁目 15番23地先	深谷中一丁目 1番43地先	129.4	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1685号線	深谷中一丁目 12番1地先	深谷中一丁目 15番15地先	29.9	4.5	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1686号線	深谷中一丁目 16番8地先	深谷中一丁目 14番2地先	9.2	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1687号線	深谷中一丁目 11番1地先	深谷中一丁目 15番15地先	154.8	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1688号線	深谷中一丁目 11番2地先	深谷中一丁目 5番1地先	498.4	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1689号線	深谷中一丁目 14番25地先	深谷中一丁目 15番6地先	352.9	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1690号線	深谷中一丁目 10番1地先	深谷中一丁目 11番12地先	94.7	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1691号線	深谷中一丁目 9番1地先	深谷中一丁目 10番8地先	111.7	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1692号線	深谷中一丁目 8番1地先	深谷中一丁目 9番5地先	125.7	6.0	

令和 5 年 6 月 1 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1693号線	深谷中一丁目 5番1地先	深谷中一丁目 8番8地先	138.2	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1694号線	深谷中一丁目 6番1地先	深谷中一丁目 5番3地先	19.0	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1695号線	深谷中一丁目 13番3地先	深谷中一丁目 6番4地先	18.9	4.5	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1696号線	深谷中一丁目 16番6地先	深谷中一丁目 18番1地先	69.3	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1697号線	深谷中四丁目 3516番1地先	深谷中四丁目 3447番17地先	172.4	1.8 ～4.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1698号線	深谷中一丁目 18番1地先	深谷中一丁目 20番9地先	246.2	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1699号線	深谷中一丁目 19番1地先	深谷中一丁目 18番13地先	31.9	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1700号線	深谷中一丁目 17番17地先	深谷中一丁目 20番1地先	39.9	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1701号線	深谷中一丁目 20番9地先	深谷中一丁目 21番1地先	62.2	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1702号線	深谷中二丁目 1番5地先	深谷中二丁目 6番15地先	234.7	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1703号線	深谷中二丁目 11番9地先	深谷中二丁目 12番1地先	18.0	6.0	

令和 5 年 6 月 1 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1704号線	深谷中二丁目 12番17地先	深谷中二丁目 15番9地先	17.9	4.5	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1705号線	深谷中二丁目 10番1地先	深谷中二丁目 14番1地先	379.8	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1706号線	深谷中二丁目 16番4地先	深谷中二丁目 17番1地先	31.1	4.5	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1707号線	深谷中二丁目 9番1地先	深谷中二丁目 10番7地先	168.3	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1708号線	深谷中二丁目 8番1地先	深谷中二丁目 9番13地先	157.3	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1709号線	深谷中二丁目 7番1地先	深谷中二丁目 8番12地先	130.7	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1710号線	深谷中二丁目 5番1地先	深谷中二丁目 10番6地先	301.1	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1711号線	深谷中二丁目 5番2地先	深谷中二丁目 4番1地先	203.6	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1712号線	深谷中二丁目 17番16地先	深谷中二丁目 15番9地先	339.0	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1713号線	深谷中二丁目 2番1地先	深谷中二丁目 14番2地先	270.7	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1714号線	深谷中二丁目 3番5地先	深谷中二丁目 2番12地先	38.7	5.5	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1715号線	深谷中二丁目 3番4地先	深谷中二丁目 3番4地先	16.0	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1716号線	深谷中二丁目 23番14地先	深谷中一丁目 16番1地先	1178.0	9.9 ～12.9	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1717号線	深谷中二丁目 21番1地先	深谷中二丁目 19番1地先	55.8	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1718号線	深谷中二丁目 19番1地先	深谷中二丁目 22番15地先	374.2	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1719号線	深谷中二丁目 18番1地先	深谷中二丁目 19番20地先	26.3	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1720号線	深谷中二丁目 21番12地先	深谷中二丁目 22番1地先	25.5	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1721号線	深谷中二丁目 22番14地先	深谷中二丁目 23番1地先	93.1	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

深谷中央特定土地区画整理事業により提供された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1173号線	吉岡字目坂谷 636番1地先	吉岡字目坂谷 619番地先	200.3	1.2	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

道路の払下げに伴い、既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 740-2号線	深谷中六丁目 2227番8地先	深谷中六丁目 2227番26地先	44.3	6.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 816-3号線	深谷南四丁目 2377番26地先	深谷南四丁目 2388番6地先	55.7	5.0	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1173-1号線	吉岡字目坂谷 636番1地先	吉岡字目坂谷 623番3地先	100.9	1.2	

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

道路の払下げに伴い廃止した道路用地のうち、残された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

令和4年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰

令和4年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 子育て支援費	出産子育て応援事業	円 37,807,000
4 衛生費	1 保健衛生費	出産子育て応援事業	18,339,000
8 土木費	4 都市計画費	公園施設改修事業	30,008,000
		公共下水道事業会計出資金	43,396,000
10 教育費	1 教育総務費	児童・生徒保健衛生経費	21,600,000
	2 小学校費	小学校施設改修事業	119,513,000
	3 中学校費	中学校施設改修事業	76,790,000

越計算書を調製したので報告します。

越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳					
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
22,927,000		15,111,000				7,816,000
10,602,000		6,988,000				3,614,000
30,008,000		15,004,000		15,000,000		4,000
43,396,000						43,396,000
21,600,000		10,800,000				10,800,000
119,513,000		40,986,000		76,100,000		2,427,000
76,790,000		12,649,000		64,000,000		141,000

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古塩政由

令和4年度綾瀬市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和4年度綾瀬市一般会計継続費繰越計算

令和4年度綾瀬市一般会計継続

款	項	事業名	継続費 の総額	令和4年度継続費 予算現額		
				予算 計上額	前年度 繰越額	計
2 総務費	1 総務 管理費	庁舎空調機自動制御設備改修工事	円 311,150,000	円 124,460,000	円	円 124,460,000
8 土木費	4 都市 計画費	光綾公園再整備工事（北側エリア）	596,383,000	115,081,000		115,081,000

書を調製したので報告します。

費繰越計算書

支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度 通次 繰越額	左の財源内訳			
			繰越金	特定財源		
				国 県 支出金	地方債	その他
円	円	円	円	円	円	円
114,493,280	9,966,720	9,966,720	9,966,720			
115,041,700	39,300	39,300	39,300			

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古塩政由

令和4年度綾瀬市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和4年度綾瀬市公共下水道事業会計予算繰

令和4年度綾瀬市公共下水道事業会計予算繰

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改

款	項	事業名	予算額 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道管きよ改良 事業	124,434,000	39,904,700	71,991,000
		終末処理場改良事業	296,103,000	240,623,016	40,000,000

越計算書を調製したので報告します。

越計算書

良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
国庫支出金	企 業 債	出 資 金			
円	円	円	円	円	
35,995,000	12,600,000	23,396,000	12,538,300		国の補正予算に伴い、令和5年度に予定している工事を前倒ししたことにより、事業が年度内に完了しなかったため
20,000,000		20,000,000	15,479,984		国の補正予算に伴い、令和5年度に予定している工事を前倒ししたことにより、事業が年度内に完了しなかったため

令和5年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由